

## 令和 6 年第 6 回芳賀町教育委員会会議録

1 期 日 令和 6 年 6 月 1 8 日（火）

2 場 所 芳賀町役場 2 0 2 会議室

3 開 会 午後 1 時 2 4 分

4 出席委員 教 育 長 古 壕 秀 一

教育長職務代理者 沼 能 寿 之

委 員 黒 崎 厚 央

委 員 塩 野 由 子

委 員 山 口 友 也

5 出席職員 学校教育課長 齊 藤 和 之

生涯学習課長 田 中 一 紀

学校教育課学校教育係長 松 本 薫

学校教育課課付係長 涌 井 俊 裕

6 書 記 学校教育課課長補佐兼係長 野 沢 幸 代

7 議 題

報告第 4 号 区域外就学について

議案第 2 6 号 令和 6 年度準要保護児童の認定について

議案第 2 7 号 芳賀町男女共同参画推進町内連絡会議設置規程の一部改正について

## 8 議事の内容

| 発言者   | 内 容                                                                                                                                                                                                            |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 古壕教育長 | ただ今の出席委員は、4 人です。<br>定足数に達しておりますので、これから令和 6 年第 6 回芳賀町教育委員会会議を開会します。<br>会期の決定を行います。会期は本日 1 日と決定したいと思いますがこれにご異議ありませんか。                                                                                            |
| 委員全員  | 異議なし。                                                                                                                                                                                                          |
| 古壕教育長 | 異議なしと認めます。<br>従って会期は、本日 1 日と決定しました。<br>芳賀町教育委員会会議規則第 20 条の規定により、前回会議録の承認を行います。<br>先程、前回会議録署名委員の署名をいただきましたが、これを承認することにご異議ありませんか。                                                                                |
| 委員全員  | 異議なし。                                                                                                                                                                                                          |
| 古壕教育長 | 異議なしと認めます。<br>従って前回の会議録は、承認されました。<br>会議録署名委員の指名を行います。<br>会議録署名委員は会議規則第 21 条の規定により、山口友也委員にお願いします。<br>教育長事務報告を行います。<br>＜資料に基づき報告を行った＞<br>・栃木県教育委員会人事問題協議会について<br>・芳賀町小中学校長会定例会について<br>・町内教職員の異動について<br>・学校事故について |
| 古壕教育長 | 議事に入る前に、報告第 4 号及び議案第 26 号については個人情報が含まれているものであるため、非公開としてよろしいでしょうか。                                                                                                                                              |
| 委員全員  | 異議なし。                                                                                                                                                                                                          |
| 古壕教育長 | 報告第 4 号、区域外就学についての件を議題とします。                                                                                                                                                                                    |
|       | この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定に基づき非公開                                                                                                                                                                 |
| 古壕教育長 | 議案第 26 号、令和 6 年度準要保護児童の認定についての件を議題とします。                                                                                                                                                                        |
|       | この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定に基づき非公開                                                                                                                                                                 |

| 発 言 者 | 内 容                                                                                                                                                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 古壕教育長 | 議案第２７号、芳賀町男女共同参画推進庁内連絡会議設置規程の一部改正についての件を議題とします。                                                                                                                                           |
| 野沢書記  | 事務局、議案の朗読の朗読をお願いします。                                                                                                                                                                      |
| 田中課長  | (議案朗読)<br>今回の改正は、令和６年４月から役場の機構改革が実施され、部制が廃止されたことや、一部の課名を変更したことに伴い芳賀町男女共同参画推進庁内連絡会議設置規程の一部を改正するものです。別紙３の２枚目、新旧対照表をご覧ください。第３条の連絡会議の別表１、３番から５番の部長を削除、同じく別表１、町内連絡会議幹事会の７番の環境対策課を環境課に変更するものです。 |
| 古壕教育長 | 皆様からご質問がありましたらお受けします。                                                                                                                                                                     |
| 黒崎委員  | 新旧対照表の２枚目ですが、別表（第３条関係）とありますが、第６条にも別表の規定がありますので、別表の後には第３条だけではなく、第６条も加えるものなののでしょうか。                                                                                                         |
| 田中課長  | 後で確認します。                                                                                                                                                                                  |
| 古壕教育長 | 確認の上、次回報告します。                                                                                                                                                                             |
|       | 他にいかがでしょうか。                                                                                                                                                                               |
| 委員全員  | (質問なし)                                                                                                                                                                                    |
| 古壕教育長 | それでは議案第２７号、芳賀町男女共同参画推進庁内連絡会議設置規程の一部改正についての件を採決します。                                                                                                                                        |
|       | 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。                                                                                                                                                               |
| 委員全員  | 異議なし。                                                                                                                                                                                     |
| 古壕教育長 | 異議なしと認めます。                                                                                                                                                                                |
|       | 従って、本案は、原案のとおり可決されました。                                                                                                                                                                    |
|       | 以上をもちまして、本日の教育委員会を閉じたいと思います。次回は、７月３０日午後２時からです。                                                                                                                                            |

9 閉 会 午後２時３３分